

平成 26 年 3 月 25 日
大阪府都市整備部

工事請負契約におけるインフレスライド条項の運用について

大阪府では、下記のとおり、インフレスライド条項（建設工事請負契約書第 25 条第 6 項）を平成 26 年 4 月 1 日から運用することとしましたので、お知らせします。

また、都市整備部における運用についても下記のとおり定めたので併せてお知らせします。

記

1. 大阪府の運用について（ホームページへのリンク）

1) お知らせ文

（ http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/kensetsu/infule/infule_unnyou.pdf ）

2) 運用マニュアル

（ http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/kensetsu/infule/infule_manyuaru.pdf ）

2. 都市整備部の運用について

1) 運用マニュアル「5. 出来形数量の確認」のうち、「工事出来高内訳書」については、別添【都整様式-1】による。

2) 運用マニュアル「5. 出来形数量の確認」のうち、「実施工程表付き工事履行報告書」については、土木工事請負必携の以下の様式を準用する。

様式-23「実施工程表」 及び 様式-24「工事月報（工事履行報告）」

3) 1) 及び 2) については、いずれも受注者が発注者に提出する。

○問合せ先
大阪府都市整備部事業管理室
技術管理課技術情報グループ
代表 06-6941-0351（内線 2962）